

人・農地プラン案

市町村名	対象地区名（地区内大字名）	作成年月日	直近の更新年月日
橋本市	紀見地区 (柱本、矢倉脇、慶賀野、橋谷、御幸辻、 胡麻生、北馬場、紀見、細川、境原、 杉尾、城山台、三石台、光陽台、小峰台、 しらさぎ台)	—	—

※「柿の木坂」「紀見ヶ丘」には農地がないため、対象地区名に記載されていません。

1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	2 5 1 ha
② 地区内の遊休農地面積	5 4 ha
③ アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1 2 0 ha
④ アンケート調査等に回答した地区内における 70 歳以上の農業者の耕作面積の合計	6 7 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4 1 ha
⑤ 地区内において意欲的な農業者が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2 ha
(備考)	

2. 対象地区の課題

○集落人口の減少と高齢化が進み、農業の担い手が減少しており、遊休農地や耕作放棄地が増加している。
○兼業農家が多く、特に稲作農家は農機具の購入に膨大な経費を要するため、定年後の就農や農業用機械の更新が厳しく、遊休農地が増加している。
○鳥獣害の被害が多い。
○農業用機械の搬入が困難な農地や不整形地は利便性が悪いため、遊休農地化が進んでいる。

3. 対象地区内における農業者や意欲的な農業者への農地集約に関する方針

○対象地区内の農地利用は、集落内の意欲的な農業者が中心となって担っていく。
○新たに入作を希望する意欲的な農業者の受入れを促進することで対応していく。
○今後、農地を縮小する見込みであり、後継者の目途がついていない農地所有者は、農地中間管理事業や農地銀行の活用を検討する。

人・農地プラン案

4. 3の方針を実現するために必要な取り組み（任意記載事項）

（農地の保全への取組方針）

- 集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。
- 集落内の意欲的な農業者が共同で遊休農地の活用を図る。
- 柱本集落においては、棚田エリアの観光農業の推進を検討していく。
- 接道・利水など、新たな入作者に勧められる農地を見極め、利便性や収益性が高い遊休農地を優先的に貸し出し、耕作放棄地化を防ぐ。

（農業者への支援）

- 女性農業者の参入を促進し、活躍できる体制を整える。

（農地中間管理機構※ の活用方針）

- 意欲的な農業者が農地中間管理機構等を通して農地を借り受けできるよう制度の周知を図る。
- 人に勧められる農地を見極め、新たな入作者に貸し出すことで優良農地の遊休地化を防止する。

（農業用機械の確保）

- 農地を縮小する見込みの農地保有者は、現に保有する農業機械も含めての貸し付けを検討する。

（新規・特産化作物の導入方針）

- 米などの土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産を目指す。

（兼業農家支援）

- 住宅街と隣接する都市型農地としての在り方を強化すべく、兼業農家や定年退職後の就農による農地確保を推進する。

（鳥獣害対策）

- 地域による鳥獣害対策（電気柵の設置や追い払い等）に取り組む。

※農地中間管理事業とは

「高齢者」や「後継者がいない」などの理由で耕作が困難な農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度です。和歌山県では和歌山県農業公社が運営しています。

〈農地中間管理事業のメリット〉

- トラブルがあっても、貸し手と借り手の間に農地中間管理機構が入るので安心です。
- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります。
- 賃貸借の場合、賃料は農地中間管理機構が回収するので貸し手は手間が省けます。

